

# 理事会運営規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

## 第1条（目的）

本規程は、当法人の理事会の運営に関し必要な事項を定め、円滑かつ適正な議事運営を行うことを目的とする。

## 第2条（準拠）

理事会の運営は、法令及び定款の定めるところによる。構成・権能・招集・議長・議決・表決・議事録等は定款に従う。

## 第3条（細則）

本規程の実施に必要な細則（招集通知の様式、オンライン開催時の本人確認等）は理事長が別に定める。

## 第4条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。